

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程

平成29年12月20日
規程 第100号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）が行う知的財産権の法人以外の者への実施許諾及び譲渡における公平性を確保するとともに、知的財産権の利用の適正化並びに法人以外の者への適切かつ効果的な成果の普及の推進を図るために、法人が所有する知的財産権の法人以外の者への実施許諾及び譲渡について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 法人の職員及び役員をいう。
- (2) 知的財産権 法人が法人以外の者と共同して行った研究、法人が法人以外の者から受託して行った研究等に係るものについては、その知的財産権の法人の持分が決定された後の知的財産権をいう。
- (3) 研究試料 地方独立行政法人大阪産業技術法人研究試料取扱規程（平成29年規程第9号）第2条第2号に規定する研究試料をいう。
- (4) 職員等の転出 職員等が、出向元へ戻る場合又は法人を退職した際に現に存する法人以外の勤務先に勤務しようとする場合をいう。

(実施許諾の原則)

第3条 法人は、法人が所有する知的財産権について、法人以外の者への非独占的、独占的又は一部独占的な実施許諾を行うことができる。

2 前項の場合においては、法人は、有償又は無償の実施許諾を行うことができる。

3 法人は、法人が所有する知的財産権の法人以外の者への実施許諾を行う場合には、実施許諾の期間を定める。

4 法人は、法人が所有する知的財産権の法人以外の者への実施許諾を行う場合には、その実施許諾を受けようとする者に、その知的財産権の実施許諾の申請をさせるものとする。

5 法人は、法人が所有する知的財産権の法人以外の者への実施許諾を行う場合には、次の各号に定める事項を、その実施許諾を受けようとする者に確約させるものとする。

- (1) 実施許諾を受けた知的財産権の実施又は実施のための努力について、法人に対して定期報告を行うこと
- (2) 法人は、実施許諾を受けた知的財産権を、実施許諾を受けている者が実行していないと認定し、かつ、その実施許諾を受けている者がその知的財産権の実施をするための効果的な手段を既に執っておらず、さらに相当期間内に執ることが期待されないと法人が判断する場合には、実施許諾の全部又は一部を解除できること

6 法人は、法人が所有する知的財産権の法人以外の者への実施許諾を行う場合には、その知的財産権の実施をするために必要な研究試料をその実施許諾を受けようとする者に有償又は無償で譲渡又は貸与することができる。

7 前項の規定は、法人と法人以外の者との共有に係る知的財産権について、その知的財産権を共有する者がその知的財産権の実施をする場合に準用する。

(独占的又は一部独占的な実施許諾の原則)

第4条 法人は、法人が所有する知的財産権について、独占的又は一部独占的な実施許諾を行うことが、その知的財産権の実施の促進又は成果の普及を促進するために、合理的かつ必要な要因で

ある場合には、独占的又は一部独占的な実施許諾を行うことができる。

- 2 法人は、法人が所有する知的財産権について、独占的又は一部独占的な実施許諾を行う場合には、一般への公示及び異議申し立ての機会を与えなければならない。
- 3 法人は、法人が所有する知的財産権について、独占的又は一部独占的な実施許諾を行う場合には、その実施許諾を受けようとする者に、前条第4項の実施許諾の申請とともに、その知的財産権の実施計画等を提出させるものとする。
- 4 法人は、法人が所有する知的財産権について、独占的又は一部独占的な実施許諾を行う場合には、次に定める事項を、その独占的又は一部独占的な実施許諾を受けようとする者に対し、確約させるものとする。
 - (1) 法人が公共の利益のため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、その独占的又は一部独占的な実施許諾を受けた者以外の者に対して非独占的な実施許諾ができること

(独占的又は一部独占的な実施許諾の特例)

第5条 前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、法人は、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、同表の右欄に掲げる者に対して、独占的又は一部独占的な実施許諾を行うことができる。

| | |
|--|---------------------------------------|
| 法人と法人以外の者との共有に係る知的財産権について、その知的財産権を共有する者又は共有する者の指定する者が、独占的又は一部独占的な実施を希望する場合 | 知的財産権を共有する者又はその共有する者の指定する者 |
| 法人が法人以外の者と共同して行った研究等により、法人が単独で所有する知的財産権について、その共同して研究等を行った者又はその共同して研究等を行った者の指定する者が、独占的又は一部独占的な実施を希望する場合 | 法人と共同して研究等を行った者又はその共同して研究等を行った者の指定する者 |
| 法人が法人以外の者から受託して行った研究により、法人が単独で所有する知的財産権について、その研究を法人に対し委託した者又はその法人に対し委託した者の指定する者が、独占的又は一部独占的な実施を希望する場合 | 研究を法人に対し委託した者又はその委託した者の指定する者 |
| 法人が所有する知的財産権について、当該知的財産の創造に創作的に寄与した職員等が転出する場合において、その転出先が、独占的又は一部独占的な実施を希望する場合 | その転出先 |

(譲渡の原則)

- 第6条 法人は、法人が所有する知的財産権について、有償により、法人以外の者への譲渡を行うことができる。
- 2 法人は、法人が所有する知的財産権の譲渡を行うことが、その知的財産権の実施の促進又は成果の普及を促進するために、合理的かつ必要な要因である場合には、その知的財産権の法人以外の者への譲渡を行うことができる。
- 3 法人は、法人が所有する知的財産権について、法人以外の者への譲渡を行う場合には、一般への公示及び異議申し立ての機会を与えなければならない。
- 4 法人は、法人が所有する知的財産権の法人以外の者への譲渡を行う場合には、その譲渡を受けようとする者に、その知的財産権の譲渡の申請とともに、その知的財産権の実施計画等を提出させるものとする。
- 5 法人は、法人が所有する知的財産権の法人以外の者への譲渡を行う場合には、次に定める事項を、その譲渡を受けようとする者に確約させるものとする。
 - (1) 公共の利益のために特に必要があるとき、又はその知的財産権を実施していないときにおいて、第三者から実施許諾の協議を求められた場合には、これに応ずること
- 6 法人は、法人が所有する知的財産権の法人以外の者への譲渡を行う場合には、その知的財産権の実施をするために必要な研究試料を、その譲渡を受けようとする者に、有償又は無償で譲渡又

は貸与することができる。

(譲渡の特例)

第7条 前条第3項の規定にかかわらず、法人は、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、同表の右欄に掲げる者に対して、法人の所有する知的財産権の法人持分の全部又は一部を譲渡することができる。

| | |
|---|---------------------------------------|
| 法人と法人以外の者との共有に係る知的財産権について、その知的財産権を共有する者又は共有する者の指定する者が、譲渡を希望する場合 | 知的財産権を共有する者又はその共有する者の指定する者 |
| 法人が法人以外の者と共同して行った研究等により、法人が単独で所有する知的財産権について、その共同して研究等を行った者又はその共同して研究等を行った者の指定する者が、譲渡を希望する場合 | 法人と共同して研究等を行った者又はその共同して研究等を行った者の指定する者 |
| 法人が法人以外の者から受託して行った研究により、法人が単独で所有する知的財産権について、その研究を法人に対し委託した者又はその法人に対し委託した者の指定する者が、譲渡を希望する場合 | 研究を法人に対し委託した者又はその委託した者の指定する者 |
| 法人が所有する知的財産権について、当該知的財産の創造に創作的に寄与した職員等が転出する場合において、その転出先が譲渡を希望する場合 | その転出先 |

(他の規程等との関係)

第8条 法人が所有する知的財産権の法人以外の者への実施許諾及び譲渡については、この規程によるもののほか、法令、協定及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所職務発明規程（平成29年規程第65号）に基づき行う。

(適用除外)

第9条 法人は、法人が所有する知的財産権の独占的若しくは一部独占的な実施許諾又は譲渡を行う場合であって、当該知的財産権が、出願公開、論文発表、学会発表等によりその内容を公開された日から1年を経過したものであるときは、第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用しないことができる。

2 法人は、法人が所有する知的財産権の実施許諾又は譲渡を行う場合であって、特別な事情があるときは、この規程の一部を適用しないことができる。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月20日から施行する。